

長崎市外郭団体等経営検討委員会最終報告書

平成 24 年 11 月

長崎市外郭団体等経営検討委員会

【目 次】

	ページ
1 最終報告にあたり	1～2
2 審議対象の外郭団体等	3
3 審議方法	4
4 審議内容等	5～ 7
5 団体別提言の要旨一覧	8～19
6 委員会からの提言	20～57
[参考資料]	58～60

1 最終報告にあたり

近年、全国的に、地方公社や第三セクターなどの外郭団体等の経営状況が問題視されており、地方自治体が経営難に陥った外郭団体等の多額の債務を負担することで、自治体そのものの財政基盤を揺るがすなどの事態も発生しております。

このような事態を受け、国においては、平成 21 年 6 月に「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」を策定し、地方自治体が自らの決定と責任の下、外郭団体等の抜本的改革を推進するよう求めており、外郭団体等に対する人的・財政的支援のあり方や団体自身の財政健全化への取り組みの促進は、地方自治体の責務と位置付けられました。

長崎市においては、もともと税収基盤が脆弱で、長引く景気低迷の影響もあり、市税収入は減少傾向にあります。さらに、今後は、人口減少や地価の下落などにより、一層の市税減収が見込まれる一方で、扶助費は高い水準で推移するものと想定しており、加えて、合併により増額されていた地方交付税が段階的に縮減されることから、行財政改革による人員削減や積極的な事業の見直し等の改革を進めていかなければ、より厳しい財政状況となることが予測されています。

このような状況から、長崎市は、平成 18 年 3 月に策定した行政改革大綱の実施項目において「外郭団体の見直し」を掲げ、行政内部において、外郭団体等に対する関与の見直しや団体の経営健全化に向けた方策等について検討を行ってまいりました。

しかしながら、財政状況が将来にわたり厳しい見通しであることを踏まえれば、外郭団体等の見直しは急務であり、団体への経営健全化の取り組みを強く促し、抜本的な改革を進めなければ、引いては団体の経営破たん等に伴い、長崎市が過剰な財政負担を行わなければならない状況に陥ることとなります。

「長崎市外郭団体等経営検討委員会」は、このような背景から、外部の有識者から意見を聴取し、外郭団体等の将来を見据えたうえで、経営状況の評価と抜本的な経営改善策を検討するという目的で、平成 21 年 10 月に設置されました。

委員会は、それぞれの委員が持つ知識・経験等をもとに、各団体の更なる経営改革への取り組みや今後の団体としてのあり方等を検討するとともに、各団体に対する市の関与のあり方、事業の必要性等について審議を重ね、平成 24 年 10 月に外郭団体 11 団体と関係団体 7 団体、合計 18 団体の全ての団体に対しての提言をまとめることができましたので、ここに最終報告を行います。

市当局におかれましては、この最終報告を十分に踏まえ、各団体に対する人的関与及び財政支援のあり方や団体の存廃を含めた抜本的な経営改革の必要性等について、早急の方針を策定し、外郭団体等の改革を実施されるとともに、改革が停滞することがないよう適切な進捗管理に努められることを要望いたします。

行政においては、一般的に、前例踏襲により業務遂行がなされ、経営感覚が乏しく、新しい視点での業務改善が進まない傾向にあるものと考えております。

今後、長崎市が、現代の激しい社会変化に対応し、世界に誇れる都市として永続的に発展していくためには、将来に向けての展望と方針を明確に持ち、時代に即応できる体制や業務改善に常に努めていく必要があります。

このために、今回、最終報告をいたしました外郭団体等に対する改革をはじめ、多方面において革新的な改革を、今後、更に積極的に進められよう併せて要望いたします。

最後に、本委員会としましては、市民サービスの提供において必要となる外郭団体等の運営や事業が適正に行われ、市民サービスが、今後より一層向上されますことを期待いたします。

長崎市外郭団体等経営検討委員会

委員長 菊森 淳文

2 審議対象の外郭団体等

(1) 外郭団体と関係団体の位置付け

長崎市においては、市が資本金の25%以上を出資している団体を「外郭団体」とし、市が資本金の25%以上は出資していないものの市が設立に関与した団体については「関係団体」と位置付けており、これらを「外郭団体等」としています。

(2) 外郭団体

団体名	出資(%)
長崎市土地開発公社	100
株式会社長崎衛生公社 [「一般財団法人クリーンながさき」が事業引継ぎ]	100
財団法人長崎市野母崎振興公社	100
財団法人長崎市勤労者サービスセンター [現名称:一般財団法人長崎市勤労者サービスセンター]	100
長崎つきまち株式会社	50
財団法人長崎市地産地消振興公社 [現名称:一般財団法人長崎市地産地消振興公社]	100
財団法人長崎市体育協会	60
財団法人長崎ロープウェイ・水族館	100
社会福祉法人長崎市社会福祉事業団	100
長崎中央市場サービス株式会社	49
株式会社長崎高島水産センター	60

(3) 関係団体

団体名	出資(%)
公益社団法人長崎市シルバー人材センター	-
財団法人長崎市学校給食会	-
公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会	-
社団法人長崎市母子寡婦福祉会	-
一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会	-
社会福祉法人長崎市社会福祉協議会	-
公益財団法人長崎平和推進協会	22.5

3 審議方法

(1) 審議の流れ

審議においては、最初に、事務局から各団体の論点について説明を受け、次に、団体を所管する所属から団体の概要等について提出資料に基づき説明を受け、その後、質疑を経て委員間討議を実施し、各団体の提言書をまとめてまいりました。

(2) 見直しの視点

① 団体に対する見直しの視点

- ・団体が設立された目的を既に達成していないか。(団体が存在する役割を終えていないか。)
- ・団体のこれまでの経営改革に対する取り組みに関して、経営健全化計画が策定されており適切に実施されているか。また、財務状況、収支状況は健全か。
- ・団体が行っている業務内容等が適切か。
- ・役員の構成、組織・人員体制が適切か。
- ・公益法人制度改革への対応は的確か。

② 市に対する見直しの視点

- ・団体に対して引き続き人的関与、財政的支援を行う必要があるか。また、出資の必要性があるか。
- ・団体に委託している事業について継続する必要性があり、事業の効果があるか。また、市民がその事業を求めているか。
- ・随意契約による委託、非公募による指定管理を行うことの合理性があるか。民間等で代替できないか。

(3) 提言

上記(2)の「見直しの視点」から、事務局及び団体を所管する所属等に質疑を行い、市に対しては、団体への関与のあり方、団体に委託等している事業そのものの見直し等について、一方、各団体に対しては、実施すべき業務改善・経営改善等について、提言を行っています。

提言にあたっては、団体ごとに多角的に分析を行い、できるだけ具体的な提言となるよう心掛けています。

4 審議内容等

回	年月日	内容
1	平成 21 年 11 月 17 日	1 委員会設置の目的及び今後の審議について 2 外郭団体等の概要について 3 長崎市土地開発公社について
2	平成 21 年 12 月 18 日	1 関係団体に係る基準等について 2 長崎市土地開発公社について 3 (株)長崎衛生公社について 4 長崎つきまち(株)について
3	平成 22 年 3 月 24 日	1 (株)長崎衛生公社について 2 長崎つきまち(株)について 3 (財)長崎市野母崎振興公社について
4	平成 22 年 4 月 19 日	1 長崎市土地開発公社の提言書(案)について 2 (財)長崎市野母崎振興公社について 3 (財)長崎市勤労者サービスセンターについて
5	平成 22 年 5 月 18 日	1 長崎市土地開発公社について 2 (株)長崎衛生公社の提言書(案)について 3 (財)長崎市野母崎振興公社の提言書(案)について 4 (財)長崎市勤労者サービスセンターについて
6	平成 22 年 7 月 8 日	1 長崎市土地開発公社の提言書(案)について 2 (財)長崎市勤労者サービスセンターの提言書(案)について 3 (財)長崎ロープウェイ・水族館について 4 長崎つきまち(株)について 5 (株)長崎衛生公社について
7	平成 22 年 7 月 30 日	1 長崎つきまち(株)の提言書(案)について 2 (株)長崎衛生公社の提言書(案)について 3 (財)長崎ロープウェイ・水族館について 4 (財)長崎市地産地消振興公社について 5 (財)長崎市体育協会について
8	平成 22 年 8 月 31 日	1 (財)長崎市地産地消振興公社について 2 (財)長崎市体育協会について 3 長崎中央市場サービス(株)について 4 (株)長崎高島水産センターについて 5 (財)長崎ロープウェイ・水族館について

回	年月日	内容
9	平成 23 年 1 月 24 日	1 (財)長崎市地産地消振興公社の提言書(案)について 2 (財)長崎市体育協会について 3 長崎中央市場サービス(株)について 4 (株)長崎高島水産センターについて
10	平成 23 年 2 月 17 日	1 (財)長崎市体育協会の提言書(案)について 2 (株)長崎衛生公社の提言書(案)について 3 (株)長崎高島水産センターについて 4 (社福)長崎市社会福祉事業団について
11	平成 23 年 5 月 16 日	1 長崎中央市場サービス(株)について 2 (財)長崎ロープウェイ・水族館について 3 (社福)長崎市社会福祉事業団について
12	平成 23 年 8 月 24 日	1 (財)長崎ロープウェイ・水族館の提言書(案)について 2 (社福)長崎市社会福祉事業団についての提言書(案)について 3 (株)長崎高島水産センターについて 4 長崎中央市場サービス(株)について
13	平成 23 年 9 月 28 日	1 長崎中央市場サービス(株)の提言書(案)について 2 (株)長崎高島水産センターについて 3 (社)長崎市母子寡婦福祉会について
14	平成 23 年 11 月 21 日	1 (株)長崎高島水産センターの提言書(案)について 2 中間報告(案)について 3 (社)長崎市シルバー人材センターについて 4 (財)長崎市学校給食会について
15	平成 23 年 12 月 19 日	1 中間報告(案)について 2 (社)長崎市シルバー人材センターの提言書(案)について 3 (財)長崎市学校給食会の提言書(案)について 4 (財)長崎原子爆弾被爆者対策協議会について 5 (社)長崎国際観光コンベンション協会について
16	平成 24 年 3 月 28 日	1 (社)長崎市母子寡婦福祉会について 2 (財)長崎原子爆弾被爆者対策協議会について 3 (社)長崎国際観光コンベンション協会について
17	平成 24 年 5 月 7 日	1 (公財)長崎原子爆弾被爆者対策協議会の提言書(案)について 2 (社)長崎市母子寡婦福祉会について 3 (一社)長崎国際観光コンベンション協会について 4 (社福)長崎市社会福祉協議会について

回	年月日	内容
18	平成 24 年 7 月 9 日	1 (公財)長崎原子爆弾被爆者対策協議会の提言書(案)について 2 (社)長崎市母子寡婦福祉会の提言書(案)について 3 (一社)長崎国際観光コンベンション協会について 4 (社福)長崎市社会福祉協議会について 5 (公財)長崎平和推進協会について
19	平成 24 年 8 月 24 日	1 (公財)長崎原子爆弾被爆者対策協議会の提言書(案)について 2 (一社)長崎国際観光コンベンション協会の提言書(案)について 3 (社福)長崎市社会福祉協議会について 4 (公財)長崎平和推進協会について
20	平成 24 年 10 月 4 日	1 (一社)長崎国際観光コンベンション協会の提言書(案)について 2 (社福)長崎市社会福祉協議会の提言書(案)について 3 (公財)長崎平和推進協会の提言書(案)について 4 最終報告(案)について

5 団体別提言の要旨一覧

【団体及び市に対する方針】

- ・団体そのものの廃止：団体が設立された目的を既に達成しており、団体を廃止すべきと判断するもの。
- ・団体の経営改善：団体そのものの必要性は一定認められるが、組織的・経営的に一層の改善を行うべきと判断するもの。
- ・市の関与の見直し：職員派遣・財政的支援等の人的・財政的関与について見直すべきと判断するもの。
- ・市の事業の見直し：市が団体に委託している事業について、随意契約や非公募による指定管理を行っていることに対する見直し、または、事業そのものの廃止を含め見直すべきと判断するもの。
- ・その他

(1) 外郭団体

No	団体名	主な業務内容	提言先	方針	提言要旨
1	長崎市土地開発公社	◇土地の取得、造成その他の管理及び処分の業 ◇住宅用地の造成事業 ◇土地の取得のあつせん、調査、測量等業務	市	廃止	・市は同団体保有地の解消を行い、早い時期（おおむね10年以内）に同団体を廃止すること。
				その他	・同団体保有地については、事業化を行う場合又は売却する場合等の判断基準を策定するとともに、的確に仕分けを行い、新たな負担が生じないように努めること。

NO	団体名	主な業務内容	提言先	方針	提言要旨
2	(株)長崎衛生公社 〔(一財)クリーン ながさき〕が事業引 継ぎ〕	◇一般廃棄物及び産 業廃棄物の収集・運搬 及び処分に關する事 業 ◇浄化槽の清掃・保守 点検・補修並びに設計 施工に關する事業	団体	経営改善 その他	①し尿収集業務を除き、今後不採算となることが見込まれる業務や行政 が関与する必要がない業務については、その必要性を十分検討すること。 ②今後も人員の削減、作業方法の見直しを行い、組織・人員体制及び給 与水準については民間の実態を踏まえ、適正化を図ること。 ③経営のあり方については、同団体が設置している有識者による検討委 員会においても、抜本的で具体的な経営改善の検討を行い、真に効果が 得られるような計画を策定すること。 ・現在同団体の財団法人化が検討されているが、提言内容を十分踏まえ ること。 ・し尿収集業務についてはこれまでどおり同団体1社にまかせるのでは なく、地区を分散し民間企業に業務を行わせるなどといった大胆な見直 しを行うこと。 ・下水道の普及に伴い非効率地区の散在化が進み、さらなるコスト発生 が予想されることから対応を検討すること。 ・地元雇用の問題を解決することを前提として、今回の指定管理期間の5 年後(平成26年)までに自立できない場合は、廃止する方向で検討する こと。 ・地元雇用の確保が最大の課題であるが、同団体が行っている業務は、 すべて民間企業で行うことができ、また、その方がより一層の発展も望 めることから、見直しを検討すること。
3	(財)長崎市野母崎 振興公社	◇植物園施設、公園等 都市施設、市営宿泊施 設及び公衆浴場の管 理運営事業 ◇物産販売事業、観光 開発事業	市	廃止 事業の見 直し その他	・地元雇用の問題を解決することを前提として、今回の指定管理期間の5 年後(平成26年)までに自立できない場合は、廃止する方向で検討する こと。 ・地元雇用の確保が最大の課題であるが、同団体が行っている業務は、 すべて民間企業で行うことができ、また、その方がより一層の発展も望 めることから、見直しを検討すること。

NO	団体名	主な業務内容	提言先	方針	提言要旨
4	(財)長崎市勤労者サービスセンター 〔現名称:(一財)長崎市勤労者サービスセンター〕	◇中小企業勤労者の福利厚生事業(結婚祝い金、出産祝い金などの給付事業、人間ドッグ、健康診断受診費助成等の健康対策事業、施設等利用助成など)	団体 市	経営改善 関与の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な経営を行っていくために、今後は商工会議所等と連携し、事業の共同実施など各種制度の取りまとめについても協議をしていくこと。 ・今後は一財団として自立した経営を行う必要があり、現在のように市が出捐をするなどの関与を慎重に行っていくこと。
5	長崎つきまち(株)	◇「メルカつきまち」に関するビル賃貸業、駐車場事業	団体 市	経営改善 その他 関与の見直し その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ビルの空き店舗の解消に努めること。 ・賃料の算定については、平成24年2月を1つの区切りとして見直すこと。 ・出資の減額を検討すること。 ・公設市場については、検討委員会を設置するとともに、全市的な公平性の観点からも公設であるべきかどうか廃止を含めた大胆な検討を行うこと。
6	(財)長崎市地産地消振興公社 〔現名称:(一財)長崎市地産地消振興公社〕	◇農地売買等事業、人材育成事業、農作業受委託等事業、地産地消振興事業 ◇「みさき駅さんわ」での農水産物直売所運営事業	市	事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・農水産物直売所運営事業など民間が経営することが可能な事業については、施設のあり方を含め、民営化について検討すること。

NO	団体名	主な業務内容	提言先	方針	提言要旨
9	(社福)長崎市社会福祉事業団	◇社会福祉事業の受託事業 ◇診療所事業 ◇障害児等療育支援事業 ◇発達障害児療育事業	団体 市	経営改善 事業の見直し その他	<ul style="list-style-type: none"> 長崎市障害福祉センターでの福祉サービスがより効率的に提供されるよう業務改善及び経営改善を行っていくこと。 <p>①長崎市障害福祉センターについて、平成27年度の指定管理者更新に向け、より民間企業の知識や技術を活用できるような方法を検討し、公募による募集を行うこと。</p> <p>②白菊寮のあり方について、社会的必要性はあっても施設の構造等から入寮者のニーズに対応できず入寮者が減少していることから、施設の廃止も含めて改善の検討を行うこと。</p>
10	長崎中央市場サービス(株)	◇卸売会社と仲卸会社及び売買取引間における青果物取引の代金精算代行業務 ◇市場の清掃及び廃棄物搬出等業務 ◇自動販売機事業	市	関与の見直し、その他	<ul style="list-style-type: none"> 今後の長崎市中央卸売市場のあり方について、開設者や市場関係者で構成する長崎市中央卸売市場あり方検討委員会の議論にとどまらず、外部の有識者を含めたうえで十分に協議し、早期に精算方式や出資金の引揚げを含めて見直しを検討すること。

NO	団体名	主な業務内容	提言先	方針	提言要旨
			団体	経営改善	<p>・これまで培った技術力を活用することで、競争力を高め、収益性のあ る自主事業を創出し、自立した経営を行うこと。</p>
11	(株)長崎高島水産セ ンター	<p>◇放流用種苗生産・販 売業務 ◇養殖用種苗生産・販 売業務 ◇養殖成魚生産・販売 業務 ◇種苗等販売に伴う 売払金徴収業務</p>	市	<p>事業の見 直し</p> <p>その他</p>	<p>①民間企業が既に参入している養殖用種苗及び養殖成魚の生産について は廃止すること。</p> <p>②経常的に経費がかかる種苗生産業務の必要性について検討すること。</p> <p>③研究開発分野をはじめ、長崎県、民間企業と役割分担を検討すること。</p> <p>①今後どのような水産振興施策を展開し、その中で水産センターをどの ように位置付けるのかについて明確にし、併せて2箇所（牧島町・高島 町）の施設の必要性について検討すること。</p> <p>②未収金の解消に努めるとともに、更なる未収金が発生することがない ような対策をとること。</p>

(2) 関係団体

NO	団体名	主な業務内容	提言先	方針	提言要旨
12	(公社)長崎市シルバークンセンター	<ul style="list-style-type: none"> ◇無料の職業紹介事業 ◇一般労働者派遣事業 ◇就業に必要な知識及び技能の習得を目的とした講習の実施 	<p>団体</p> <p>市</p>	<p>経営改善</p> <p>関与の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①事務の手法や人員体制を見直すことで、団体の管理費を削減し、効率的な運営を行い、支出を減少させること。 ②民間人の登用を図り、民間の発想による運営形態とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・同団体が市から自立できるよう、市の人的関与を段階的に減らすこと。
13	(財)長崎中学校給食会	<ul style="list-style-type: none"> ◇給食物資の発注業務及びこれに付随する請求書の整理支払業務 	<p>団体</p> <p>市</p>	<p>経営改善</p> <p>事業の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・献立作成と給食物資発注との連携が可能なシステムの導入を早急に実施し、事務の効率化、業務体制の見直しを行うなど、管理費の削減に努めること。 ・合併地区においては、単独調理場方式及び共同調理場方式で給食調理業務を実施しており、給食物資の購入業務についてそれぞれの施設で独立して行っている。業務を効率的に行うために、合併地区についても同団体で一元的に管理を行い、経費を削減すること。

NO	団体名	主な業務内容	提言先	方針	提言要旨
14	(公財)長崎原子爆弾被爆者対策協議会	◇被爆者の健康診断 その他健診事業 ◇被爆者の相談事業 ◇被爆者の援護事業 ◇長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターの管理業務 ◇新大和荘及び立山荘の管理運営	団体 市	経営改善 関与の見直し その他	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に伴い被爆者が減少していくことから、状況に応じた組織体制へと見直しを図り、また、収支の悪化が見込まれることから、収支計画を修正しながら、適切な運営に努めること。 ・新大和荘については、廃止する選択肢もあるが、購入直後であり稼働率も高いことから、当面の間は現存を認める。経費の削減に努めながら施設の適切な維持管理を図ること。 ・同団体の運営や健康診断事業に係る積立資産の適正な管理及び活用について、適切なチェック機能を果たす必要があるが、その関与については必要最小限の範囲とし、役員の引揚げを図るなどの見直しを行うこと。 ・被爆者の健康診断事業については、委託者として適正に実施されているか管理すること。

NO	団体名	主な業務内容	提言先	方針	提言要旨
15	(社)長崎市母子募 婦福祉会	<p>◇市の委託事業である市立保育所給食調理業務等</p> <p>◇市の補事業である子育て支援センター運営事業</p> <p>◇自主事業であるひとり親家庭生活研修会事業、市民プール食堂運営事業等</p>	<p>団体</p> <p>市</p>	<p>経営改善</p> <p>その他</p> <p>関与の見直し</p> <p>事業の見直し</p>	<p>・事業を絞り込むことと併せ、理事及び評議員の削減による経費削減を行うなどして、運営の安定化を図り、自立した団体運営を目指すこと。</p> <p>・同団体は、公益法人制度改革において、一般社団法人への移行準備を進めているが、団体の目的を踏まえると公益社団法人等の公益事業を目的とした団体を目指すことが相応しいと考える。団体の将来の方向性を見据えたうえで、いずれの法人を目指すか早急に対処方針を決定すること。</p> <p>・同団体が自立して運営できるよう関係について見直すこと。</p> <p>①同団体への随意契約を見直し、公平性を確保できる方法で事業を実施するか、市が直接事業を実施するかの見直しを行うこと。</p> <p>②今後、ひとり親家庭に対する支援の重要性が増すことを踏まえ、支援のあり方についての方針を明確にし、より多くの対象者がサービスを受けられるよう事業の抜本的な見直しを行うこと。</p>

NO	団体名	主な業務内容	提言先	方針	提言要旨
17	(社福)長崎市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◇基盤整備事業 ◇地域福祉活動推進事業 ◇ボランティアへの支援・育成事業 ◇福祉教育・啓発活動に関する事業 ◇子育て支援事業 ◇様々な団体・個人等との連携・協働に関する事業 ◇介護保険事業 ◇配食サービス等住民の福祉ニーズに対応した事業 	<p style="text-align: center;">団体</p> <p style="text-align: center;">市</p>	<p>経営改善</p> <p style="text-align: center;">その他</p> <p>関与の見直し</p> <p>事業の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経費削減や事業の効率化を図ることと併せ、赤字体質を脱却するための意識改革や経営改善に努めていくこと。 ・団体の設置目的である地域福祉の推進を図る視点から、同団体が本来行うべき事業とそうでない事業の整理を行い、他の民間事業者に委ねることのできる事業については、早急に委ねること。 特に介護保険事業については、民間事業者の参入状況を把握し、今後、民間事業者が参入している地域や参入する可能性がある地域からの撤退について積極的に進めること。 ・市が所有する高齢者福祉施設の効率的な運営と社協に対する運営費補助のあり方を分析・検討し、早急に今後の方針を出すこと。 ・不採算地域における介護保険事業を含む福祉サービスについて、現在社協が事業を実施している地域での現状を把握し、他の民間事業者が参入しやすい方法を検討すること。 <p style="text-align: right;">なお、その場合には、サービスの提供体制の確保について十分に配慮すること。</p>

6 委員会からの提言

1 長崎市土地開発公社

(1) 現状

ア 経緯

長崎市土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地を先行取得することを目的として設置された特別法人であり、長崎市が1千万円を出資（出資比率100%）しています。

イ 組織

役員は、理事長を除き長崎市の部・課長級の職員が兼務しています。また、事務局の組織体制は、予算等総括業務を行う総務係及び保有地の維持管理等を行う用地係に分かれており、職員についても、2名の長崎市からの派遣職員のほか、4名のプロパー職員及び嘱託員により運営を行っていますが、プロパー職員については、平成23年度末で退職する予定となっています。

ウ 経営状況

平成19年度末の保有財産は、東望埋立地用地ほか31用地、簿価価格156億円となっている状況でしたが、公社再建のための経営健全化計画を策定し、買収を進めたことにより、平成21年度末には、21用地、簿価価格99億円まで減少する見込みです。

長崎市が新たに土地を必要とする場合は、土地開発基金及び土地取得特別会計の効率的運用を図ることとしているため、公社による新たな先行取得は原則として行わず、公社保有地の早期買い取りを行う方針で進めており、平成20年度から24年度までの経営健全化の計画に加え、10年間の計画を策定し、その間にほとんどの用地の買い取りを予定しています。

今後、公社の経営は単年度では赤字が続くものの、プロパー職員の退職等による経費削減も含め、最終的な収支は黒字で推移することが見込まれています。

エ 検討の前提

簿価価格99億円については、そのほとんどが長崎市からの長期貸付金であり、銀行等民間資金のものは平成21年度中に償還済です。

(2) 提言

ア 長期保有地の解消について

公社の保有財産が平成21年度末で99億円と多額となっている原因は、先行取得の際には市として財源が必要でないことから、これまで安易に先行取得依頼を行ってきたことによるものであり、このように、公社が存在したことが大きな要因であると考えられます。

また、事業目的を明確にしないまま進めてきた結果、保有財産の一部はいわゆる塩漬け土地となっています。

この保有財産について、公社が直接民間事業者等に売却をする方法も考えられます

が、公社は簿価で売却しないと売却損が発生するため、最終的に市が肩代わりしなければならなくなるおそれがあることから、長崎市は、簿価で公社から買い取ることで進めていく考えとしています。

そこで、長崎市は、事業化することで、補助金や交付税措置のある地方債など有利な財源を活用する考えで進めていますが、計画を前倒した事業化及び買い取りを行うとともに、取得目的に沿った事業化が困難と見込まれるときは積極的に事業目的を変更するなどの方策を採る必要があると考えます。

イ 事務局体制について

公社の健全な経営を行うためには、長期保有地の解消も重要であると思われませんが、公社の廃止を前提として、なおかつ効率的な組織体制に移行すべきであると考えます。

ウ 結論

現在、長崎市は公社を活用しての先行取得は原則行わないなど、設立当初の目的は達成し、すでに公社の果たす役割はほとんど終えているものと考えられます。

一方では、多額にのぼる公社保有地が残っています。

長崎市は事業化が可能なものは有利な財源を活用し買い戻して、事業化が困難なものは長崎市が買い戻したうえで売却するなどの考えを持っています。

そのためには、事業化を行う場合又は売却する場合等の判断基準を策定するとともに、的確に仕分けを行い、新たな負担が生じないように努める必要があります。

長崎市は、このようなことを踏まえた上で公社保有地の解消を行い、早い時期に公社を廃止すべきであると考えます。

2 株式会社長崎衛生公社〔「一般財団法人クリーンながさき」が事業引継ぎ〕

(1) 現状

ア 経緯

株式会社長崎衛生公社は、し尿収集に係る経営基盤の強化と近代化を図り、事業の円滑な運営を確保するため、昭和 39 年民間事業者の統廃合を行い設立された団体です。

資本金は 3,000 万円で、そのうち長崎市は 1,000 万円（出資比率 33%）を出資していましたが、平成 22 年 12 月に衛生公社の全株式を取得したところであります。

イ 組織

役員は、市 0B の代表取締役のほか、民間出身の常務取締役、非常勤の取締役 2 名及び監査役 1 名の構成となっています。

また、事務局は経理等総括業務を行う総務課とし尿収集・浄化槽などの業務を行う業務課の 2 課体制となっており、従業員体制は平成 21 年 4 月現在、正規 91 名（代表取締役、常務取締役を除く。平成 22 年 4 月現在、正規 88 名）、嘱託・臨時職員 45 名となっています。

ウ 経営状況

衛生公社の経営状況は、近年の下水道整備による、し尿収集量の減少に伴う汲み取り地区の散在化等により、効率的な収集が困難になってきたことからくるコスト増により非常に厳しい状況となっています。

これまで、長崎市はほぼ毎年度、運営に係る補助金等を支出しており、助成等の総額は貸付金を含め 48 億円を超える額となっています。

エ 経営改善化策

長崎市においては、これら衛生公社の赤字体質の現状を踏まえ、庁内に「長崎衛生公社改善検討プロジェクトチーム」を設置し、抜本的な経営改善の検討を行ったうえで、次の改善策を策定し、見直しを行っています。

(ア) 短期改善策

平成 19 年度に実施した短期改善策においては、公社の費用の大部分を占める人件費の見直しを行っています。

従業員については、平成 19 年 4 月現在の正規従業員 139 名について、早期退職制度を導入したことなどで、平成 20 年度には 48 名を削減し、91 名まで減少させています。

また、給与についても、業務手当の全廃など手当の見直しにより平均給与を約 1 割削減しており、トータルで 3 億 1,000 万円、率にして約 30%の削減を行ったことで、平成 20 年度におけるし尿収集に係る補助金等は、改善前の 4 億 5,000 万円見込みから 1 億円程度まで大幅な削減が行われています。

(イ) 中期改善策

下水道認可区域の拡大やし尿収集世帯の散在化により、衛生公社の構造的な

採算性は増大しており、今後も市の固有事務として安定的な、し尿収集体制を維持していくためには受益者負担の増と新たな公費負担を行う必要があることから、平成 21 年度から平成 23 年度までを計画期間とする中期改善策では、平成 21 年 4 月から 19.4%の手数料改定及び平成 21 年度からの 3 年間で 3 億 6,300 万円を長崎市が負担する内容となっています。

なお、平成 21 年度においては、人勧に連動した人件費の引き下げや浄化槽料金の改定による収支好転が図られたことにより、負担金 1 億 2,100 万円のうち、8,000 万円を市に戻し入れ、また、平成 22 年度も 6,100 万円を減額し、6,000 万円の負担金支出を行う予定としていましたが、平成 21 年度に引き続き経費の見直しを行ったことにより、さらに負担金の縮減が図られる状況となっています。

(ウ) 長期改善策

長期改善策については、平成 24 年度以降の継続的かつ適正な、し尿収集体制の確立と構造的な赤字体制からの脱却、安定的な経営体制を構築することを目指して、株式会社の形態を見直し、公益法人制度の改革に沿った対応を行うとともに、今後の事業体制としては、現行の衛生公社が担っている、し尿収集業務と浄化槽関連業務を基本としながらも、経営安定化に資する新たな収益源となる業務について検討することとしています。

そのような中、衛生公社の主たる業務である、し尿収集業務については、今後もさらに厳しい状況が想定され、一方、し尿処理手数料の再度の改定は難しいことから、公的支援を加えた形で事業の安定化を図っていくことを基本としています。

(2) 提言

ア 衛生公社の業務について

まず、衛生公社が行うべき業務について整理を行う必要があるものと考えます。

部門ごとの収支状況をみると、し尿収集部門は赤字であることに対し、浄化槽部門及び附帯事業は黒字となっています。

し尿収集業務の赤字を浄化槽・附帯事業でカバーしている状況にありますが、今後はすべての部門について経営が厳しくなることが予想されるため、不採算となることが見込まれる業務や行政が関与する必要がない業務については、行政が支援しないことを前提として、業務を整理していく必要があると考えます。

イ 長崎市の関与のあり方について

長崎市は、下水道整備による収集環境の悪化に伴う厳しい経営状況に対して、補助金支出などの支援を行ってきました。一方、短期改善策における組織・人員体制及び人件費の見直しにより、補助額の縮減といった改善部分はあるものの、見直し内容はまだ不十分であると考えます。(注)

ウ 結論

長崎市においては、「長崎衛生公社改善検討プロジェクトチーム」の報告結果に基づき、衛生公社の見直し策を策定し、それに基づき改善を行っていますが、長崎市が策定した衛生公社の経営改善策には、不十分な点が見られます。

具体的には、し尿収集以外の業務についても衛生公社が引き続き行う内容になっていること、組織・人員体制についても見直しが不十分であり、人件費もまだ高い状況にあると言わざるを得ないこと、民間活力の活用について議論がなされていないことであります。

そこで、本外郭団体等経営検討委員会としては、今後も人口減少や高齢化による汲み取り世帯の減少により、し尿収集市場が急速に縮小していくという環境があること、官から民へという時代の流れがあることを踏まえ、次のとおり提言いたします。

衛生公社については、より一層の人員の削減、作業方法の見直しを行い、組織・人員体制及び給与水準については民間の実態を踏まえ、大胆な見直しを行うことを提言いたします。また、下水道の普及に伴い非効率地区の散在化が進み、さらなるコスト発生が予想されることから、行政全体で対応を検討する必要があり、長崎市は、これまでどおり衛生公社1社にまかせるのではなく、他の民間企業を育成し、許可制となっているし尿収集業務を委託方式に変更したり、地区を分散すること等により、競争を促すなど民間企業の参入障壁を低くするための検討を早急に行うことを提言いたします。

また、本経営検討委員会の検討の間に、長崎市は、衛生公社の全株式を取得しましたが、通常は衛生公社の改革を先行し、企業の形態と運営方法について十分に議論を行ったうえで方策を決めるべきであったこと、債務超過の状態にある衛生公社の株式を有償で取得したこと、これらのことが、財政が厳しさを増す中で、行政改革の流れに逆行し、今後の衛生公社改革の阻害要因となることを指摘します。

さらに、長崎市は、衛生公社の新たな形態として財団法人化を検討していますが、民間活力の活用を促進する方向が望ましいとする本提言内容と矛盾がないよう、慎重な検討が必要であることを提言いたします。

最後に、衛生公社の経営のあり方については、本外郭団体等経営検討委員会の議論にとどまらず、衛生公社で設置している有識者による検討委員会においても、抜本的で具体的な経営改善の検討を行い、真に効果が得られるような計画を策定する必要があると考えます。

(注) 一部委員からは次のような意見が出された。

『見直しが進まないのは、衛生公社内部に、「困ったときには長崎市が面倒を見てくれる。」「長崎市のし尿処理は自分たちしかできないので、長崎市は自分たちを支えていくしか方法がないのだ。」という発想があるからではないかと思う。』

3 財団法人長崎市野母崎振興公社

(1) 現状

ア 経緯

財団法人長崎市野母崎振興公社は、昭和 45 年に旧野母崎町の 600 万円の出捐（100%）により財団法人野母崎振興公社として設立され、旧野母崎町が建設した国民宿舎の運営を受託してきました。

その後、野母崎町は、国民宿舎の建物老朽化・集客減により、平成 13 年に同国民宿舎を閉館し、同年海の健康村を建設したことから、野母崎振興公社は海の健康村の管理運営を受託してきました。

平成 17 年 1 月、野母崎町が長崎市に編入合併したことから、長崎市は財団を引き継ぎ、あわせて、名称を財団法人長崎市野母崎振興公社に改め現在に至っています。

イ 業務内容

野母崎振興公社が行っている業務内容は、長崎県亜熱帯植物園の管理運営事業（長崎県の指定管理者）、長崎市野母崎海の健康村管理運営事業（長崎市の指定管理者）、長崎市野母崎総合運動公園の管理運営事業（長崎市の指定管理者）、野母崎地区の一般廃棄物の収集・運搬事業（長崎市からの業務委託）、物産販売事業（自主事業）などとなっています。

ウ 組織

役員は、理事長を常勤職員とし、市の OB 職員を配置しているほか、理事は非常勤職員とし、市の関係部長及び地元関係団体の役員で構成しています。

職員は、事務局長は理事長が兼務していますが、その他正規職員 15 名、準職員 10 名のほか嘱託職員等 66 名で計 91 名の体制であり、海の健康村のほか各施設に配置しており、81 名が地元野母崎地区からの雇用となっているなど、地域の雇用創出に大きく貢献しています。

エ 経営状況

野母崎振興公社は、旧国民宿舎の累積欠損額約 1 億円を引き継いでいましたが、海の健康村の開業により、その赤字を約 2,700 万円まで縮小させました。

しかしながら、その後は海の健康村の利用客数の伸び悩みによる収益悪化に加え、合併経過措置の終了に伴う水道料金の支出が増加したことから、単年度収支についても赤字が継続してきており、平成 20 年度末の累積欠損額は 5,700 万円まで膨らんでしまっています。

この累積欠損額については、すべて金融機関からの借り入れであったことから、長崎市は平成 21 年度からこの欠損額及び運営資金に対する損失補償契約をしていましたが、平成 22 年度からは、1 億 2 千万円の 5 年間無利子貸し付けに切り替えています。

このような中、長崎市は、海の健康村及び野母崎総合運動公園の指定管理の指定期間が平成 21 年度で終了したことに伴う新たな指定期間である平成 22 年度から平成

26年度までの5年間については、野母崎振興公社を非公募団体として指定を行い、経営見直しに取り組む考えでいます。

その1つとして、長崎市は海の健康村の収益改善のため、平成21年度に健康村内のレストラン拡充のための施設改修を行い集客増による収益増を見込んでいます。

(2) 提言

ア 野母崎振興公社の業務について

野母崎振興公社が行っている業務は、長崎市の公の施設の指定管理、長崎県の公の施設の指定管理、長崎市のごみの収集の業務委託など、ほとんどの業務が長崎市等からの請負のような状態であります。

このような業務は、すべて民間企業が行うことができ、かつ民間企業のノウハウ等により、より一層のサービスの向上が図られるものではないかと考えられます。

イ 地域振興について

野母崎振興公社の従業員91名のうち81名が地元雇用者であり、地元の雇用創出に大きく貢献していることは十分理解できますが、仮に野母崎振興公社が当該業務を行わなくなったとしても、民間企業が引き続き雇用する際も、地元雇用を行うことは十分考えられることから、地元雇用を行うことと野母崎振興公社の今後のあり方については切り分けて検討すべきであると考えます。

ウ 公益法人改革の対応について

野母崎振興公社の業務実態を考えれば、公益財団法人での認定は非常に厳しいと考えられ、一般財団として認可される可能性が高いものと考えられます。

そうなれば、財団として継続していくメリットは少ないものと考えられます。

エ 結論

長崎市は現在、海の健康村等の指定期間が継続する平成26年度までの5年間で、野母崎振興公社の経営を改善し、累積欠損額を解消する考えで進めていますが、あくまで5年間の短期的な計画であります。

また、野母崎振興公社は、現在のままでは組織的にも、経営するための能力が弱く、市が支援しないと運営できないような状況であることは否定できないと考えられます。

野母崎振興公社が行っている業務は、すべて民間企業が行うことができ、また、その方がより一層の発展が望めますが、地元雇用の確保が最大の課題であると考えられます。

そこで、この地元雇用の問題を解決することを前提として、長崎市としては野母崎振興公社については、今回の指定管理期間の5年後に自立の道を歩めないようであれば、廃止する方向で検討すべきであると考えます。

4 財団法人長崎市勤労者サービスセンター〔現名称：一般財団法人長崎市勤労者サービスセンター〕

(1) 現状

ア 経緯

財団法人長崎市勤労者サービスセンターは、平成2年に任意団体の長崎市中小企業勤労者福祉サービスセンターとして設立され、平成7年に長崎市の全額出資（1億円の出捐）により、財団法人化され、今日に至っています。

サービスセンターは、長崎市内、長与町及び時津町の中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的としています。

イ 業務内容

会員からの会費（月額500円）をもとに、結婚祝金、出産祝金などの給付事業、人間ドッグ、健康診断受診費助成などの健康対策事業、施設等利用助成などの事業を行っています。

ウ 組織

役員は、理事長が商工部長、専務理事が産業雇用支援課長、常務理事が市のOBとし、その他の理事は民間企業の代表者等により構成されています。

また、職員は、事務局長は常務理事が兼務していますが、その他市のOB職員1名及び嘱託職員4名です。

エ 経営状況

平成20年度末現在の会員数は、13,410人、事業所数が2,698事業所となっています。

これまで、国・市から補助金がありましたが、平成22年度をもって廃止されることから、今後は会費のみでの運営になります。また、現在1億円の基本財産とは別に国債により運用している正味財産の1億円を保有している状況です。

オ 公益法人改革の対応について

公益財団になるメリットが少ないことから、今のところ、サービスセンターは一般財団法人化に向けて取り組んでいます。

(2) 提言

ア 他事業との統合について

サービスセンターが行っている事業は、市内の商工会議所、県内各商工会などが行っている同種の事業と競合している事例が見受けられます。

したがって、それぞれの制度のよい面を活かしながら、事業の統合について関係団体と協議をしていく必要があると考えます。

イ 長崎市の関与について

現在、サービスセンターは、設立の際、長崎市からの出捐による基本財産1億円及

び国債で運用された正味財産の1億円、あわせて2億円を保有しています。

サービスセンターが行っている事業は、公益性があり、また、黒字経営を続けていることから、事業は継続すべきであると思いますが、一方で自立を図るためにも出捐の継続は再考すべきであると考えます。

ウ 結論

サービスセンターは、中小企業の労働者の福利厚生の上昇に寄与しているものと考えていますが、最近では民間でもできる制度であることから、企業が進出している状況です。

また、サービスセンターは一般財団法人化を予定していますが、今後は一財団として自立した経営を行う必要があります、現在のように市が出捐をするなどの関与を行っていくことについては慎重に検討することが必要であると考えます。

さらに、現在は単年度黒字を計上しておりますが、会員減少に伴う収入減により、今後は運営が厳しくなることも考えられます。

したがって、サービスセンターは安定的な経営を行っていくために、今後は商工会議所等と連携し、事業の共同実施など各種制度の取りまとめについても協議をしていく必要があると考えます。

5 長崎つきまち株式会社

(1) 現状

ア 経緯

長崎市は、公設市場である築町市場の建て替えを第3セクター方式で行うこととし、長崎市の2億円(50%)の出資を含む4億円の出資により長崎つきまち株式会社が設立されました。

長崎つきまち株式会社は、「味のある長崎の食卓づくり」を施設コンセプトとし、長崎市の施設を含む商業複合ビル「メルカつきまち」を建設し、平成10年9月に開業しました。

このように、開設当初は、長崎の食をテーマとしたコンセプトで経営していましたが、テナントの撤退等により経営が非常に厳しい状況が続いたことから、平成13年からは国の雇用関連施設である「ワークプラザながさき」を誘致するなど「生活便利館」として位置付けを変更し、現在に至っています。

イ 業務内容

長崎つきまち株式会社が行っている主な業務内容は、「メルカつきまち」に関するビル賃貸業、駐車場事業であり、そのうち長崎市が関与している施設は、地下1階の公設市場、4階の消費者センター、市民サービスコーナー、5階のホール・会議室及び屋上二輪車等駐車場です。

この結果、長崎市が当ビルで賃借している部分は61.0%を占めています。

ウ 組織

役員は、取締役性に市の商工部長が就任しているほか、民間出身の代表取締役以下15名の取締役で構成されています。

職員は、嘱託職員3名の事務局体制としています。

エ 経営状況

開業当初は、テナントの相次ぐ撤退等により満室確保ができなかったことから赤字経営が続きましたが、その後の事業手法の見直しによりテナントの満室確保ができ、平成15年度以降は黒字基調に転換し、平成21年度の当期純利益は約2,800万円の黒字となっています。

その結果、長期借入金の状況については、平成21年度末で約8億5,800万円となっていますが、毎年、1億1,000万円返済を行っており、平成30年度に民間金融機関分が、平成33年度にはすべての借入金が解消できる見込みであるなどこのまま順調に推移すれば、平成30年度には繰越損失金が解消できる見込みとなっています。

なお、平成21年度決算における収支状況は、約2億6,800万円の繰越損失の状況であり、資本金4億円の年度末残高は、約1億3,200万円となっています

オ 公設市場

築町市場(公設市場)は、大正13年から当該地で開設し施設の老朽化により中央公園に仮移転し、「メルカつきまち」オープンと同時に当ビル地下1階に移転しまし

た。

平成 10 年の開業時には、40 店舗でしたが、現在 28 店舗まで減少しています。そのような中で長崎市は、公設市場の運営について、毎年約 5,000 万円の負担をしています。

(2) 提言

ア 長崎つきまち株式会社の業務について

長崎つきまち株式会社の運営は、開業直後は厳しい経営状況にありましたが、その後は、「生活便利館」として再スタートを切った結果、平成 15 年度から平成 21 年度まで黒字計上を続けています。

しかしながら、長崎市がその約 6 割の床面積を利用し、賃料収入の 6 割を占めており、賃料について周辺相場が下落している状況の中、高い設定になっている実情があります。これは、長崎つきまち株式会社の経営計画が開業当初の賃料設定により成り立っていく構造になっているからであります。

このことは、長崎つきまち株式会社の経営が、実質長崎市によって支えられていると言わざるを得ません。

また、長崎市の賃料（共益費を含む）の 46.3%を占める公設市場部分については、40 店舗のうち、28 店舗しか営業していない実情があり、至急、空き店舗対応や賃料を負担すべき店舗数の検討を行うことが必要です。

イ 結論

長崎つきまち株式会社は、ビル賃貸業務がその基幹業務であり経営を左右することから、今後も引き続き当ビル部分の空き店舗の解消に努める必要があります。

また、賃料の算定については長崎つきまち株式会社の経営上の問題が背景にありますが、周辺相場を参考としながら適正な算定に努めなければなりません。少なくとも平成 24 年 2 月にふるさと融資の返済が完了するので、それを 1 つの区切りとして見直す必要があります。

長崎つきまち株式会社は、民間の経営者が中心となって運営している状況ですが、実質的には市の関与なしでは運営ができていない状況と思われま。

したがって、現在の経営体質を改善し、長崎つきまち株式会社が実質的に民間主導での運営がなされ、最終的には長崎市の出資の減額についても検討されるよう提言いたします。

最後に、本外郭団体等経営検討委員会における検討の対象外ではありますが、長崎つきまち株式会社の経営検討を行うにあたり、会社の経営と密接に関係している公設市場のあり方について検討を行いましたので、委員会の意見を付しておきます。

公設市場については、前述のように賃料の設定や空き店舗の対応の問題もありますが、毎年長崎市が約 5,000 万円を負担し運営している実情があることから、今後も公設市場として必要であるかどうかもう一度検討する必要があります。

長崎市においては、公設市場について検討委員会を設置するとともに、全市的な公

平性の観点からも公設であるべきかどうか廃止を含めた大胆な検討が行われることを求めます。

6 財団法人長崎市地産地消振興公社〔現名称：一般財団法人長崎市地産地消振興公社〕

(1) 現状

ア 経緯

財団法人長崎市地産地消振興公社は、農業及び地域の振興を図るため、循環型流通システムの構築等を実施し、総合的な農業及び地域の発展に寄与することを目的として、旧三和町時代に財団法人三和町地産地消公社として平成15年3月に町の全額出資（5,000千円）により設立されました。

その後平成17年1月に長崎市との合併により、名称を財団法人長崎市地産地消振興公社に改め、また、活動範囲を市内全域に拡大し現在に至っています。

イ 業務内容

地産地消振興公社が行っている業務内容は、農地売買等事業・人材育成事業・農作業受委託等事業・地産地消振興事業などの財団独自の事業及び長崎市からの受託事業である「みさき駅さんわ」での農水産物直売所運営事業です。

ウ 組織

役員は10名で、そのうち理事長を含めて2名を市職員が兼務している状況です。これらの役員については、全員が非常勤職員であり無報酬となっています。

職員は23名で、事務局長を含め全員が臨時職員です。

エ 経営状況

地産地消振興公社の農地売買等事業、人材育成事業などの公的事業については、毎年長崎市からの運営費補助金約10,000千円により運営されている状況です。

一方、農水産物直売所運営事業については、年々売り上げを伸ばし、平成21年度においては売上額が210,000千円を超えており、また、市内全体に会員資格を拡大したこともあり、会員数についても456人と増加しています。

平成21年度の農水産物直売所運営事業については、収入は前年度比100万円程度増加していますが、収支については約40万円の黒字と前年度比約700万円減少しています。これは、次年度以降へ向け会員全員への研修や設備の整備等を実施したことによるものです。

(2) 提言

ア 農水産物直売所運営事業について

農水産物直売所運営事業については、年々販売額、会員数ともに増加しており、また、地元からも一定の支持を得られているなど順調な経営状況であります。他に多くの民間直売所がある中で、将来的に競争が激化し経営が悪化することも考えられるため、今後さらなる経費節減などの効率化を図っていく必要があると考えます。

さらに、ほとんどの直売所は民間団体が運営している状況であることから、当公社での運営に限定することなく民間団体での運営についても検討していく必要があると考えます。

イ 結論

地産地消振興公社は、農業従事者の高齢化や後継者問題、耕作放棄地の増大といった農業における諸課題に対応するため、いくつかの事業を組み合わせながら運営されており、それぞれの事業においてその役割を一定果たしていると考えます。

また、経営状況については、農地売買等事業や人材育成事業などの行政が関与すべき事業と農水産物直売所運営事業などの民間団体でも運営が可能な事業を組み合わせながら健全な経営が行われておりますが、行政が関与すべき事業と民間で出来る事業は区別して別々に検討する必要があると考えます。

このような中、公益事業については長崎市からの補助金に頼っている状況で、今後、より一層の経営努力を図って行く必要があります。また、農水産物直売所運営事業などの民間が経営することが可能な事業については、施設のあり方を含め、民営化の方向についても検討していく必要があると考えます。

7 財団法人長崎市体育協会

(1) 現状

ア 経緯

財団法人長崎市体育協会は、スポーツの普及・振興を図り、もって市民の体力向上と健康増進に寄与することを目的として、長崎市からの出捐金 6 千万円（出資比率 60%）及び民間団体等の出資により平成 2 年に設立された団体です。

イ 業務内容

体育協会が行っている主な事業は、競技力向上対策事業、ジュニアスポーツ対策事業、県民体育大会派遣事業などの協会事業、市民体育・レクリエーション祭受託事業や長崎新春駅伝受託事業、トレーニング室受託事業などの受託事業、市道川口町茂里町 2 号線高架道路下の駐車場運営事業や諏訪体育館、総合プール及び木鉢プールにおける自動販売機事業の収益事業であります。

ウ 組織

役員は会長を含め理事 19 名、監事 2 名の体制であり、事務局長との兼任である長崎市 OB の専務理事を除き、いずれも非常勤で無報酬となっています。

職員は、事務局長及び嘱託職員 3 名、トレーニング室に嘱託職員 3 名、プール監視員として臨時職員 3 名の計 9 名体制となっています。

エ 経営状況

体育協会の事業のうち、協会事業、受託事業については一般会計、収益事業については特別会計により会計処理を行っています。

一般会計については各種競技開催やトレーニング室の管理運営などの事業受託収入や基本財産の国債等による運用利息、会費収入等の収入のほか、長崎市からの補助金により運営している状況であります。

また、特別会計で行っている駐車場運営事業、自動販売機事業により生じた利益の一部を一般会計に繰り出し、運営費等に充てています。

(2) 提言

ア 駐車場事業について

収益事業のうち市道川口町茂里町 2 号線高架道路下の駐車場運営事業については、体育協会が長崎市から道路の占用許可を受け、体育施設利用者の利用に供するため、駐車場として運営を行っています。この事業は協会の収入源として一定の利益を計上しており、その一部が運営費等に充てられています。

長崎市は、当該用地の貸付けについて、広く申込みを受け付けることなく 1 団体に許可しており、手続きとして適切であるとは言い難いが、当該駐車場については道路の一部であり、行政処分としての手続きを受けていること、また、体育利用者の利便性の向上が図られているなど体育の振興に寄与していることや、市の補助金の削減につながっていることから、体育協会がこの事業を進めてきた経緯は尊重せざるを得な

いと考えます。

しかしながら、長崎市は今後高架道路下の適正かつ合理的な土地利用について検討していく必要があります。

イ 公益法人制度改革の対応について

公益法人制度改革への対応については、体育協会は、現在公益法人化に向けて準備を進めている状況ですが、上部団体の日本体育協会が、既に公益財団法人への移行認定申請を行ったところであり、他の体育協会の動向も注視しながら同様の方向で進めていく必要があると考えます。

ウ 結論

体育協会は、長崎市や各競技団体と連携をとりながら、競技力向上事業や各種スポーツイベントの実施などの事業を行っており、設立目的であるスポーツの普及・振興をはかり、もって市民の体力向上と健康増進に寄与するため、十分にその役割を果たしていると思います。

また、体育協会の事業内容については、協会事業や受託事業など公益性が高いものであるため、今後も長崎市は補助金の支出など一定の関与を行っていく必要があると思いますが、市道川口町茂里町2号線高架道路下の道路占用許可については、当委員会としては現時点では認めざるを得ないものの、今後は長崎市において適正かつ合理的な土地利用について検討していくべきであると考えます。

なお、外郭団体等の収益事業のあり方については、他団体の状況を含め、別途全市民的に議論をしていく必要があると考えます。

8 財団法人長崎ロープウェイ・水族館

(1) 現状

ア 経緯

ロープウェイ、スカイウェイ及び水族館は、民間企業である長崎観光開発株式会社により運営されていましたが、経営悪化に伴い平成10年3月31日付けで同会社が解散したことから、財団法人長崎ロープウェイが平成10年1月29日に長崎市から1,000万円の出資（出資比率100%）により設立され、平成10年4月1日からロープウェイ及びスカイウェイの管理運営を開始しました。

また、長崎市が新たに「長崎ペンギン水族館」を整備したことから、平成12年10月1日に現在の財団法人長崎ロープウェイ・水族館に名称を変更し、平成13年4月22日から「長崎ペンギン水族館」の管理運営を開始しました。

なお、スカイウェイ事業については平成20年3月31日で施設の老朽化に伴い廃止になっています。

イ 業務内容

長崎ロープウェイ・水族館が行っている業務内容は、長崎ロープウェイの指定管理業務、長崎ペンギン水族館の指定管理業務、網場漁港の有料駐車場の指定管理業務、自動販売機設置販売業務、展望台望遠鏡設置業務等です。

ウ 組織

役員は9名（うち市職員OBが1名、市職員兼務が5名）となっています。

職員数は、索道事業について正規職員7名、嘱託職員6名、水族館事業について正規職員5名、嘱託職員9名、パート5名で計32名となっており、どちらの事業にも市職員の派遣はありません。

エ 経営状況

平成21年度における財団の索道事業の決算状況は、指定管理に係る委託料を年度末に精算していたため、収支均衡となっています。また、水族館事業については利用料金制度を採用していますが、財団の営業努力により入館者数が増加したこともあって約680万円の黒字を計上しています。このように財団は、順調な経営状況が続いています。

(2) 長崎市の長崎ロープウェイの運営について

平成21年度において、長崎市が長崎ロープウェイを運営するために係る施設全体の収支としては、指定管理に係る委託料のほかに管理運営費等の経費がかかっていることから、約900万円を長崎市観光施設事業特別会計（ロープウェイ部門）に一般会計から繰り出している状況です。

(3) 提言

ア 財団法人長崎ロープウェイ・水族館への提言について

索道事業については、今後も引き続き安全な管理運営を行いながらも、経費の削減に努めるとともに、サービスを向上させ、利用者の増加を図っていく必要があります。

また、水族館事業については、生き物の飼育という業務の特殊性を考慮し、今後も引き続き指定管理者として、より一層の経費の削減及びサービスの向上に努めていただきたいと思います。

イ 長崎市への提言（長崎ロープウェイ及び長崎ペンギン水族館の今後のあり方）について

長崎ロープウェイについては、事業を引き継いで10年以上経過し、観光トレンドが変化する中で、長崎市全体の夜景観光のあり方、稲佐山観光の活用方法を検証した上で、施設の耐用年数や今後の設備投資を十分踏まえ、今後のあり方について、必要性も含めて検討すべきであると考えます。

なお、次回の指定管理者を募集する際には、安全性を担保しながら利用料金制度を用いる等、事業者の企業努力を最大限引き出せるよう募集内容を工夫し、広く公募による募集を行うべきと考えます。

長崎ペンギン水族館については、利用料金制度を採用していることを一定評価するとともに、施設の管理だけでなく、ペンギン等の生き物を安定的また、継続的に飼育するという観点から引き続き健全な運営を行っていただきたいと思います。

9 社会福祉法人長崎市社会福祉事業団

(1) 現状

ア 経緯

長崎市社会福祉事業団は、長崎市が平成3年に在宅障害福祉の拠点的な施設として建設した「長崎市障害福祉センター」の管理を受託するため、平成3年11月1日に当時の基準に沿って長崎市からの300万円の出資（出資比率100%）を受け設立されました。

その後、社会福祉事業団は、平成4年4月1日から「長崎市障害福祉センター」の管理運営を開始し、平成18年4月1日からは指定管理制度による管理運営を行っています。

イ 業務内容

社会福祉事業団が行っている業務内容は、「長崎市障害福祉センター」の指定管理業務及び母子生活支援施設「白菊寮」の指定管理業務となっています。

【長崎市障害福祉センターでの業務】

- 第一種社会福祉事業（知的障害児通園施設「さくらんぼ園」の運営）
- 第二種社会福祉事業（児童デイサービス事業、身体障害者福祉センター（A型）事業、地域活動支援センター（II型）事業、自立訓練（機能訓練）事業、相談支援事業、手話通訳事業）
- その他（診療所事業、発達障害児療育事業、障害児等療育支援事業）

ウ 組織

役員は、理事長が市のOB職員、市職員の理事が福祉部長、こども部長の2名で、その他民間団体の関係者の理事により構成され、監事2名を含め15名です。

職員は、正規職員26名、市派遣職員2名、嘱託職員46名です。

エ 経営状況

社会福祉事業団の会計は、「長崎市障害福祉センター」の運営に係る一般会計、発達障害児療育事業・障害児等療育事業の運営に係る特別会計及び診療所の運営に係る診療所会計の3つに分かれており、平成21年度決算状況では一般会計決算額約3億5,000万円のうち、約2億5,000万円は長崎市からの指定管理に係る委託料であり、その他は給付費収入等でまかなわれています。

また、特別会計は決算額約3,000万円のうち、一部利用者負担金を除けば、ほとんどが長崎市からの指定管理に係る委託料となっています。

診療所会計は、決算額約1億円のうち約4,800万円が診療収入、約5,200万円が長崎市からの指定管理に係る委託料となっています。

このように一部給付費収入、利用者負担金収入、診療収入等がありますが、全体収入の7割近くは指定管理に係る委託料であるなど、ほとんどの事業が長崎市に依存している状況です。

(2) 提言

ア 長崎市障害福祉センターの業務について

社会福祉事業団が「長崎市障害福祉センター」で行っている業務は、専門的な知識や技術を必要とする業務であり、これまでの実績等から非公募で指定管理者に指定されていますが、より効率的に福祉サービスを提供するため、社会福祉事業団は、今後も業務改善及び経営改善を行っていく必要があります。

また、長崎市は、「長崎市障害福祉センター」の管理運営について、平成 27 年の指定管理者更新に向け、より民間企業の知識や技術を活用できるような方法を検討し、公募による募集を行うべきであると考えます。

イ 白菊寮の業務について

社会福祉事業団は、母子生活支援施設「白菊寮」についても、過去からの経緯があり、指定管理者として管理運営を行っていますが、今後についても福祉サービスの提供及び維持管理を効率的に実施できるよう努める必要があります。

また、長崎市においては、白菊寮のあり方について、社会的必要性はあっても、施設の構造等から入寮者のニーズに対応できず、入寮者数が減少している事実を捉え、施設の廃止も含めて改善の検討を行うべきであると考えます。

ウ 結論

社会福祉事業団は、多くの事業が長崎市に依存しており、「長崎市障害福祉センター」の指定管理者が公募により募集された場合、他の事業者と競争していけるよう、今後も専門的な知識や技術を向上させるとともに、経営改善を引き続き行っていくべきであると考えます。

10 長崎中央市場サービス株式会社

(1) 現状

ア 経緯

長崎中央市場サービス株式会社は、長崎市中央卸売市場の開設に伴い、中央卸売市場の基幹機能である迅速・確実な決済を確保する必要があることから、認可者である国からの強い指導もあり、卸売業者と仲卸業者及び売買参加者間に生じる青果物取引の代金精算事務を円滑に行うことを目的として、長崎市から出資金 3,000 万円（設立当時出資比率 50%、現在 49%）及び市場関係団体からの出資により昭和 50 年 8 月に設立された法人です。

イ 業務内容

- 長崎市中央卸売市場に関係する卸売業者と仲卸業者、売買参加者間における青果物取引の代金精算代行業務（精算手数料は買受代金の 0.35/1000）
- 卸売市場内の清掃及び清涼飲料、煙草の販売等の委託業務
- 卸売市場内の清掃及び清涼飲料、煙草の販売等の委託業務に附帯する一切のサービス提供業務

ウ 組織

役員は市場関係業者等の 12 名（うち市職員兼務が 1 名）で構成されており、全員非常勤の無報酬です。

職員数は、正規職員 2 名となっており、市職員の派遣はありません。

エ 経営状況

長崎市中央卸売市場の売上高は平成 3 年度の 219 億円（取扱量 9 万 2 千トン）をピークに平成 21 年度には 152 億円（取扱量 8 万 3 千トン）となっており、ここ数年はほぼ横ばい状況になっています。

このような中、平成 21 年度における経営状況は、買受代金精算代行業務において約 400 万円、自動販売機設置受託業務において約 200 万円等の売り上げがあり、決算状況は約 140 万円の経常利益を計上しています。

なお、長崎市からの委託、補助金、負担金等は受けていません。

(2) 提言

ア 長崎市中央卸売市場の精算方式について

青果物取引代金の決済方式について、現時点では精算会社方式、組合代払方式及び直接支払方式の 3 つの方式があり、長崎市中央卸売市場では、開設当初から精算会社方式を採用しています。この方式は、買受人が手数料を払う必要がありますが、取引代金の迅速・確実な決済を行うことが可能です。

しかしながら、開設当時から時間も経過し、周辺環境も変化していることから、市場関係団体と十分に協議し、今後の精算方式について検討する必要があると考えます。

イ 長崎市の出資について

長崎市は、長崎中央市場サービスに対して、設立の経緯を理由に3,000万円の出資を継続しておりますが、これまでの実績では、債務不履行等による長崎市の出資金3,000万円の必然性が見当たらないと考えます。よって、行政の関与の必要性が少ない長崎中央市場サービスに出資を継続していく必要はないと考えます。ただし、現在、円滑に行われている長崎市中央卸売市場の運営を妨げることがないように、配慮する必要があります。

ウ 長崎市への提言について

長崎市は、今後の長崎市中央卸売市場のあり方について、開設者や市場関係者で構成する長崎市中央卸売市場あり方検討委員会の議論にとどまらず、外部の有識者を含めた上で十分に協議し、早期に精算方式や出資金の引き揚げを含めて見直しを検討する必要があると考えます。

11 株式会社長崎高島水産センター

(1) 現状

ア 経緯

株式会社長崎高島水産センターは、旧高島町において基幹産業であった炭鉱閉山後の町おこし、地域水産業の振興、漁業者の所得向上のため漁業者あるいは漁業者の家族の雇用確保に寄与することを目的として、資本金 1,000 万円（旧高島町からの出資金 600 万円（出資比率 60%）及び西彼南部漁協からの出資金 400 万円）により、株式会社高島町種苗生産センターとして平成 13 年に設立されました。

その後、平成 17 年 1 月の市町村合併により長崎市が引き継ぎ株式会社長崎高島種苗生産センターに名称変更し、同年 8 月に現在の名称である株式会社長崎高島水産センターとなっています。

イ 業務内容

株式会社長崎高島水産センターが行っている業務内容は、主に長崎市水産センター高島事業所において長崎市から委託を受けて実施している放流用種苗生産・販売、養殖用種苗生産・販売、養殖成魚生産・販売及びこれら種苗等販売に伴う売払金徴収業務であります。

また、平成 23 年度からは新たに、長崎市水産センター（牧島町）における放流用及び養殖用種苗生産業務の一部の受託を開始しています。

ウ 組織

役員は 4 名（代表取締役が市職員 O B、取締役が西彼南部漁協関係者及び水産農林部長、監査役が水産農林総務課長）となっています。

職員は、所長（代表取締役兼務）1 名、従業員 10 名（正規職員 7 名、期間雇用職員 3 名）体制で行っていましたが、平成 23 年度から長崎市水産センター（牧島町）の業務の一部を受託したことに伴い、期間雇用職員を 3 名増員して 6 名体制としています。

なお、市職員の派遣はありません。

エ 経営状況

株式会社長崎高島水産センターの業務のほとんどが長崎市からの受託事業であるため、平成 21 年度決算においては、長崎市からの放流用種苗、養殖用種苗及び養殖成魚の生産委託約 7,960 万円、種苗販売委託約 470 万円、緊急雇用対策のふるさと雇用再生特別交付金事業が約 900 万円、長崎県からのマハタ生産委託約 210 万円により、収入が約 9,540 万円に対し、製造原価約 9,070 万円、販売費及び一般管理費 460 万円あわせて約 9,530 万円の支出で、営業利益は約 10 万円となっています。

このように、収支は均衡しており健全な財務状況であります。受託徴収売掛金に未収が発生している状況です。

(2) 提言

ア 株式会社長崎高島水産センターへの提言について

現在、株式会社長崎高島水産センターはそのほとんどの業務が長崎市からの受託でありますが、今後は会社の方針を明確にし、これまで培った技術力を活用することで競争力を高め、収益性のある自主事業を創出し、自立した経営を行う必要があると考えます。

また、株式会社としてのメリットを活かし、長崎市水産センターと連携を図りながら、長崎市の水産振興施策に貢献できるよう努める必要があります。

イ 長崎市への提言について

長崎市は、現在長崎高島水産センターに委託している養殖用種苗及び養殖成魚の生産業務について、市の関与の必要性が少ないため業務を見直し、株式会社長崎高島水産センターに自主事業として取り組ませ、収益を上げることで自立した経営を行わせたいと考えていますが、当委員会も民間企業が既に参入している養殖用種苗及び養殖成魚の生産については、長崎市が行う必要はないと考えます。

また、現在長崎市では、水産業の振興を図るため種苗の低価格な分譲を行っており、さらに、養殖用種苗については、民間の種苗生産の増加もあって販売実績が低迷していることから、結果として種苗販売により受け入れる収入は、種苗生産にかかる経費より少なくなっており、当委員会としては経常的に経費がかかる業務の必要性に疑問を持っています。

さらに、研究開発分野をはじめ、長崎県、民間企業と役割分担を検討していく必要があると考えています。

最後に、長崎市が今後どのような水産振興施策を展開し、その中で長崎市水産センターをどのように位置付けるのかについて明確にし、あわせて2箇所（牧島町・高島町）の施設の必要性についても検討する必要があると考えます。

ウ 未収金の対応について

長崎市が株式会社長崎高島水産センターへ委託している種苗等販売代金の徴収において、一部未収金が発生している状況です。

長崎市は、株式会社長崎高島水産センターと連携しながら、現在発生している未収金の状況を把握し、計画的な回収を行うとともに、さらなる未収金が発生することがないように対策を図る必要があると考えます。

12 公益社団法人長崎市シルバー人材センター

(1) 現状

ア 経緯

公益社団法人長崎市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」とします。）は、定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に昭和 56 年 12 月に設立されました。

その後、市町合併に伴い、各シルバー人材センターについても統廃合が行われ、平成 17 年 1 月には社団法人西彼西広域シルバー人材センター外海町支部と、平成 18 年 1 月には社団法人西彼中部広域シルバー人材センター琴海町支部とそれぞれ合併し、平成 24 年 3 月 22 日に公益法人の認定を受け、平成 24 年 4 月 1 日に公益社団法人へ移行しております。

なお、資本金はありません。

イ 業務内容

シルバー人材センターの主な業務は、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対する、就業の機会の確保及び組織的な提供です。

ウ 組織

役員は、理事が 18 名（理事長と常務理事（事務局長兼務）が市職員 O B）、監事が 2 名となっています。

職員は、正規職員 2 名、嘱託職員 8 名（事務局長（常務理事兼務）を含み、市職員 O B 3 名）、臨時職員 7 名となっています。

なお、市からの職員派遣はありません。

エ 経営状況

受託事業収入は、ここ数年 5 億円前後を推移していましたが、平成 22 年度は県や市からの大口業務の随意契約の見直しや労働者派遣事業の業務を上部団体へ移管したことなどにより約 4 億 7,000 万円と前年度より約 4,400 万円減少しています。

また、補助金等収入も国及び市の厳しい財政状況から年々減少していますが、平成 22 年度は前年度より約 240 万円減少し、約 2,500 万円となっています。

なお、平成 22 年度の収支につきましては、全体の収入の減少によって、約 500 万円の赤字となっています。

(2) 提言

ア 公益社団法人長崎市シルバー人材センターへの提言について

シルバー人材センターは、これからも高齢者の生きがいとなる就業を支援するため、社会的に必要な団体であると考えます。

そこで、今後はさらにPR活動を充実させ会員の増加を図るとともに、地域での認知を深め、より地域に密着した業務を頼みやすい団体作りを進める必要があると考えます。

しかし、シルバー人材センターの運営状況は、県や市における業務発注の随意契約の見直しによる受注減や国・市からの補助金の減少によって収入が落ち込んでおり、厳しい状況となっています。

事務費の手数料を10%から12%に、会員からの年会費を1,000円から2,000円に引き上げるなどの措置を計画していますが、それは一時的な対応にしかならないと考えられ、引き続き減少する収入を増加させるためには抜本的な対策が必要であると考えます。

そこでまず、事務の手法や人員体制を見直すことで、団体の管理費を削減し、効率的な運営を行い、支出を減少させることに努める必要があると考えます。

また、業務内容をもう一度整理し、これまで行ってこなかった新しい事業を創出するとともに、会員の意識改革を行い、団体全体として営業活動を行う等の必要があるものと考えます。そのためにも今後は、民間人の登用を図り、民間の発想で運営を行うことが必要であると考えます。

イ 長崎市への提言について

長崎市は、シルバー人材センターへ正規職員の派遣は行っていないものの役員や職員に4名の市職員OBが就いている状況です。

このことは、シルバー人材センターの自立を妨げる要因になっていると考えられることから、今後、シルバー人材センターに自由な発想が取り入れられるよう改革に向けて人的な関与を段階的に減らし、シルバー人材センターが市から自立できるように導く必要があると考えます。

13 財団法人長崎市学校給食会

(1) 現状

ア 経緯

財団法人長崎市学校給食会（以下、「学校給食会」とします。）は、学校給食物資の共同購入を目的として発足した長崎市学校給食物資共同購入委員会を前身として、長崎市内にある学校の給食事業の充実発展とその運営の適正化を図ることを目的として、昭和 34 年 9 月 10 日に設立されました。

資本金は 1,600 万円であり、市からの出資はありません。

イ 業務内容

学校給食会が行っている主な業務内容は、給食物資の発注業務及びこれに付随する請求書の整理支払業務であります。

その他定期的又は随時行っている業務としては、給食物資の品質調査、学校給食物資納入状況調査、給食指定店の視察、給食物資の入札等による価格決定、地産地消の推進及び異物混入に対する対応や防止対策の啓発等があります。

ウ 組織

役員については、理事 13 名（うち市職員 4 名、市職員 O B 1 名）、監事 2 名、評議員 8 名となっています。

職員は、正規職員 2 名、嘱託職員 3 名の 5 名体制で行っています。

なお、市からの職員派遣はありません。

エ 経営状況

学校給食会は、各学校が集めた給食費を給食物資代収入として受け入れ、全額を給食物資の購入代金として充てています。事務局の管理費等については、市からの補助によって全額賄われており、平成 22 年度決算においては、約 2,800 万円の補助を受けている状況です。

(2) 提言

ア 財団法人長崎市学校給食会への提言について

学校給食会は、小中学校における 1 日 32,000 食の給食実施のため、限られた給食費の中で、常に栄養バランスを意識した献立を実施できるよう、今後も安定的で、より良質な食材調達に努められることを求めます。

また、さらなる事務の効率化に向けて、献立作成と給食物資発注との連携が可能なシステムの導入について検討していますが、それらの早急な実施とその他も事務の効率化、業務体制の見直しを行うことで、管理費の削減に努める必要があると考えます。

さらに、長崎市と連携しながら地産地消をより一層推進するなど引き続き安全安心な学校給食事業の実施と、充実に努めていただきたいと思います。

イ 長崎市への提言について

現在、合併地区においては、単独調理場方式及び共同調理場方式で給食調理業務を

実施しており、給食物資の購入業務について長崎市学校給食会で取り扱わず、それぞれの施設で独立して行っています。

業務を効率的に行うためには、合併地区についても学校給食会で一元的に管理を行い、経費を削減する必要があると考えます。

14 公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会

(1) 現状

ア 経緯

公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会（以下「原対協」とします。）は、原子爆弾被爆者の医療及び援護等の対策を講じ、その推進を図り被爆者の福祉を増進することを目的に、昭和33年9月、県・市・大学・医師会・被爆者団体が中心となって財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会として設立され、平成24年3月23日に公益法人の認定を受け、平成24年4月1日に公益財団法人へ移行しております。

なお、基本財産の30万円は、原対協の前身である長崎市原爆障害者治療対策協議会が解散した際に寄付されたものです。

イ 業務内容

原対協の業務は、被爆者の健康診断その他健診事業、被爆者の相談事業、被爆者の援護事業、長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターの管理業務、原爆被爆者温泉保養所「新大和荘」の管理運営、原爆被爆者療養センター「立山荘」の管理運営（平成23年度末廃止）です。

ウ 組織

役員は、評議員9名（うち市職員1名）、理事6名（うち市職員1名）、監事が2名となっています。

職員は、正規職員16名、嘱託職員43名（市職員OB4名）、臨時職員41名となっており、市からの職員派遣はありません。

エ 経営状況

被爆者の高齢化に伴い健康診断等の受診者が年々減少しているため、原対協の収入も併せて減少傾向にあります。

そのような状況の中で、平成22年度における健康診断事業等の一般会計の収支状況につきましては、長崎市等からの業務委託料約5億7,800万円を含む収入が約5億9,300万円、支出が約5億8,800万円、収支の差額は約500万円の黒字となっております。

しかし、独自事業の原爆被爆者温泉保養所特別会計は、大和荘に隣接する施設を購入し内装の整備を行い、「新大和荘」としてリニューアルオープンしたことから約1億8,200万円の赤字、原爆被爆者療養センター特別会計は、立山荘の運営経費が収入を上回ったため約4,100万円の赤字、全会計の収支は、約2億1,800万円の赤字となっております。

この赤字については、積立資産を取り崩すことで対応しており、平成22年度末時点での積立資産の残高は約20億2,300万円となっています。

なお、立山荘については平成23年度末に廃止しました。

(2) 提言

ア 公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会への提言について

原対協は、高齢化に伴い減少していく被爆者の状況に対応した組織体制への見直しを行いながら、これからも被爆者の健康診断、相談等の医療及び援護事業を実施することで、被爆者の福祉の増進に努めていただきたいと思います。

今後、被爆者が減少することに伴い、原対協の主な目的である「被爆者の健康診断」の受診者が減少することが見込まれる一方、健診機器類の維持管理費等の健康診断を実施するうえで必要な経費もあり、収支が悪化していくことが明らかであるため、毎年の収支を把握し収支計画を修正しながら適正な運営を行う必要があります。

また、原爆被爆者温泉保養所「新大和荘」については、毎年積立資産を取り崩している現状の中では、原対協の主な目的である健康診断事業を少しでも長く維持していくため廃止するという選択肢もありますが、宿泊施設の稼働率が高く、被爆者等の利用割合もその約9割を占める等、被爆者の福祉の増進に貢献していること、被爆者の減少を見込んだ上で今後の収支計画が作成されていること、現時点においては新大和荘を購入したばかりの時期であること等から、当面の間は、経費の削減に取り組みながら、施設を維持していくことに努めていただきたいと思います。

イ 長崎市への提言について

長崎市は、市の基本施策に位置付けられている「被爆者の援護の充実」を図るため、今後も原対協と連携しながら施策の推進に努めていただきたいと思います。

その上で、被爆者の健康診断など原対協に委託している事業の適正な実施を担保するため、原対協の運営状況を適切に把握するとともに、委託事業の実施状況について管理していく必要があると考えます。

また、今後とも原対協が健康診断事業を安定的に実施していくために、長崎市は原対協の運営や健康診断事業に係る積立資産の適正な管理及び活用について、そのチェック機能を果たし、原対協を適切に管理監督していく必要がありますが、その関与については必要最小限の範囲とし、役員の引揚げを図るなどの見直しが必要であると考えます。

15 社団法人長崎市母子寡婦福祉会

(1) 現状

ア 経緯

母子及び寡婦福祉事業の組織活動と能率的運営を促進し母子及び寡婦福祉の増進を図るとともに、地域社会の福祉に貢献することを目的として、昭和44年1月7日に「社団法人長崎市母子福祉会」が設立されました。

その後、昭和57年に「母子及び寡婦福祉法」の制定により、現在の「長崎市母子寡婦福祉会（以下「母子会」とします。）」と改称されています。

なお、基本財産はありません。

イ 業務内容

母子会の業務は、市からの委託事業である「ひとり親家庭等日常生活支援事業」、「市立保育所給食調理業務事業」、市からの補助事業である「子育て支援センター運営事業」及び自主事業である「ひとり親家庭生活研修会事業」、「ひとり親家庭相談支援事業」、「ひとり親家庭交流事業」、「市民プール食堂運営事業」、「事業所での衣類等物品販売事業」となっています。

また、平成24年度から市の委託事業として新たに「ひとり親家庭生活支援事業」が追加されています。

※ 「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は、日常生活を営むのに支障が生じているひとり親家庭や寡婦を対象に、家事や保育を支援する家庭生活支援員を派遣する市の委託事業です。

※ 「ひとり親家庭生活支援事業」は、ひとり親家庭や寡婦向けの生活支援講座を行ったり、ひとり親家庭や寡婦が定期的に集い交流や情報交換を行う場を設置する市の委託事業です。

※ 「ひとり親家庭生活研修会事業」、「ひとり親家庭相談支援事業」、「ひとり親家庭交流事業」は会員向けの自主事業です。

ウ 組織

役員については、理事14名、評議員28名、監事2名となっています。

職員については、嘱託員11名となっています。

会員数については、平成24年3月末現在で母子家庭の母188名、寡婦218名、計406名となっています。

なお、役員及び職員に市の職員の派遣等はありません。

エ 経営状況

母子会の収入は、会費、自主事業によるものがあるものの、そのほとんどは市立保育所給食調理業務事業によるものです。

収入の状況については、会員の減少に伴う会費の減少、市民プール食堂運営事業収入の天候不順等による減少や、市立保育所の民間移譲に伴って調理業務の受託保育所が10か所から5か所に減少したことによる市立保育所給食調理業務事業収入の減少

等により、平成 21 年度に約 9,700 万円（うち給食調理業務事業収入は約 8,500 万円）あった収入は、平成 22 年度は約 7,900 万円（うち給食調理業務事業収入は約 6,800 万円）、平成 23 年度は約 5,500 万円（うち給食調理業務事業収入は約 4,300 万円）まで減少しています。

また、支出の状況については、平成 21 年度の約 9,500 万円から平成 22 年度は約 8,400 万円、平成 23 年度は約 6,500 万円と削減されておりますが、収入の減少額の方が大きかったため、収支の状況については、平成 21 年度は約 200 万円の黒字でしたが、平成 22 年度は約 500 万円、平成 23 年度は約 1,000 万円の赤字となっており、平成 21 年度当初約 1,400 万円あった繰越金が、平成 23 年度末時点では約 31 万円となるなど大変厳しい経営状況となっております。

(2) 提言

ア 社団法人長崎市母子寡婦福祉会への提言について

母子会は、その収入のほとんどが市からの委託料や補助金で占められていますが、これらの不安定な収入に依存しない体質に変える必要があります。

平成 24 年 1 月に策定された「経営改善計画書」によると、会員・賛助会員の増に取り組むとされていますが、具体性や根拠に乏しく会員や収入の増加は容易ではないと考えられます。

そのため、事業を絞り込むことと併せ、理事及び評議員の削減による経費削減を行うなどして、運営の安定化を図り、自立した団体運営を目指す必要があります。

また、母子会は、公益法人制度改革において、一般社団法人への移行準備を進めていますが、団体の目的を踏まえると公益社団法人等の公益事業を目的とした団体を目指すことが相応しいと考えます。

そこで、母子会は将来の方向性を見据えたうえで、いずれの法人を目指すか早急に対応方針を決定すべきであると考えます。

イ 長崎市への提言について

長崎市は、ひとり親の就労支援や自立支援を目的として母子会に「市立保育所調理業務事業」、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」、「ひとり親家庭生活支援事業」を随意契約で委託していますが、市内の母子寡婦の一部しか会員となっていない団体である母子会へ随意契約で委託を行うことは公平性に欠け、また、これらの業務は、委託の条件を工夫すれば他の団体でも実施できると考えます。

長崎市は、母子会への随意契約を見直し、公平性を確保できる方法で事業を実施するか、市が直接事業を実施すべきと考えます。

今後、ひとり親家庭に対する支援の重要性が増すことを踏まえ、支援のあり方についての方針を明確にし、より多くの対象者がサービスを受けられるよう事業の抜本的な見直しを行うとともに、母子会との関係についても、団体が自立して運営できるよう見直す必要があると考えます。

16 一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会

(1) 現状

ア 経緯

長崎国際観光コンベンション協会は、昭和42年12月「社団法人長崎市観光協会」として設立され、平成7年10月に「長崎コンベンションビューロー」と統合し、観光及びコンベンション事業の健全なる振興並びに産業経済の発展と文化の振興を促し、もって公共の福祉の増進と国際親善に寄与することを目的とした、「社団法人長崎国際観光コンベンション協会」として発足しました。

その後、平成24年3月22日に一般社団法人の認可を受け、平成24年4月1日に現在の「一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会」（以下「コンベンション協会」とします。）に移行しております。

なお、基本財産はありません。

イ 業務内容

コンベンション協会の業務は、国内外のコンベンション誘致、教育旅行誘致、一般旅行誘致、さるく企画運営、旅行商品企画運営、売店等運営、グッズなどの企画商品販売です。

ウ 組織

役員は、理事36名（うち市職員1名が専務理事兼務）、監事2名となっています。

職員は、正規職員7名、市派遣職員2名、民間派遣職員2名、契約職員7名、嘱託職員42名、臨時職員29名となっております。

エ 経営状況

コンベンション協会の会計は、公益事業に係る一般会計と収益事業に係る特別会計の2つに分かれており、平成22年度決算状況では、一般会計収入額約2億8,150万円のうち、補助金収入約1億4,400万円（事業費補助金約2,650万円、人件費補助金約2,900万円、さるく運営費補助金7,500万円、コンベンション開催補助金約1,350万円）、会費収入約640万円、市の施設の窓口業務等受託収入約6,300万円、合計約2億1,340万円と、市からの補助金や委託料がその大半を占めています。

また、特別会計の収入額約4億8,600万円についても、市の施設に設置している売店や自動販売機による収入、市と連携している事業の参加料や回数券収入等、そのほとんどが市と関連した業務から得ている収入です。

そのような状況の中、一般会計は約1万円、特別会計は約370万円の黒字となっております。

(2) 提言

ア 一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会への提言について

コンベンション協会は、平成24年4月1日に一般社団法人へ移行し、独自事業での収益をもとに、経営面で市から一定の自立を目指しておりますが、平成23年度以

降の経営計画が現時点で策定されていないため、明確な数値目標を盛り込んだ経営計画書を早急に策定し、自立した運営に向けて、自己管理を徹底していく必要があると考えます。

また、効率的な人員配置を行い、経営の効率性を高めるよう努めていただきたいと思います。

イ 長崎市への提言について

長崎市は、コンベンション協会を観光施策推進のためのパートナーとして位置づけ、コンベンション誘致や修学旅行などの旅行誘致を連携して行うことで、交流人口の増加と観光の推進を図っており、これらの事業の推進のため必要となる補助金や委託料をコンベンション協会に支出していますが、適正な運営のもと事業を遂行していくためには、コンベンション協会を適切に管理監督していく必要があると考えます。

また、長崎市は、観光を推進する他都市の状況を参考に、長崎市の強みや弱みについて詳細に分析を行い、費用対効果が最大限になるよう施策の見直しを行うことで、長崎が持つ魅力をさらに向上させ、併せて効果的にその魅力を発信し、交流人口の更なる増加を図っていく必要があると考えます。

17 社会福祉法人長崎市社会福祉協議会

(1) 現状

ア 経緯

社会福祉法人長崎市社会福祉協議会（以下「社協」とします。）は、昭和 39 年 9 月に地域福祉の推進を目的とした住民による住民のための民間の自主的な任意団体「長崎市社会福祉協議会」として設立され、昭和 42 年 1 月 13 日に社会福祉法人の認可を受けています。

その後、平成 17 年 1 月及び平成 18 年 1 月の市町村合併に伴い、旧 7 町の社会福祉協議会と合併し、旧町ごとに支所を設置しています。

なお、基本財産は 820 万円であり、市からの出資はありません。

イ 業務内容

社協は、基盤整備事業、地域福祉活動推進事業、ボランティアへの支援・育成事業、福祉教育・啓発活動に関する事業、子育て支援事業、様々な団体・個人等との連携・協働に関する事業及び介護保険事業と併せて配食サービス等住民の福祉ニーズに対応した事業を実施しています。

ウ 組織

役員については、理事 22 名（うち会長が市職員OBのほか市職員 1 名、市職員OB 1 名）、監事 2 名（うち市職員OB 1 名）となっています。

職員については、正規職員 43 名、嘱託職員 62 名（うち市職員OB 7 名（1 名は常務理事兼務））、臨時職員 131 名、計 236 名体制となっており、市からの職員派遣はありません。

エ 経営状況

平成 23 年度の社協の収入は、介護保険事業収入約 3 億 6,300 万円、市からの運営費補助金収入約 1 億 3,700 万円、市や県社協からの受託金収入約 7,700 万円など約 7 億 2,000 万円、支出は約 7 億 4,200 万円となっており、収支は約 2,200 万円の赤字となっています。

なお、赤字の主な要因は、介護保険事業で、高島町地区等の採算をとることが難しい地域の利用者が減少し、収入が落ち込んだことによるものです。

(2) 提言

ア 社会福祉法人長崎市社会福祉協議会への提言について

社協は、団体の設置目的である地域福祉の推進を図る視点から、社協が本来行うべき事業とそうでない事業の整理を行い、他の民間事業者に委ねることのできる事業については、早急に委ねるべきであると考えます。

特に介護保険事業については、社協が事業を実施している地域の民間事業者の参入状況を把握し、今後、民間事業者が参入している地域や参入する可能性がある地域からの撤退について積極的に進める必要があります。

また、経費削減や事業の効率化を図ることと併せ、赤字体質を脱却するための意識改革や市からの運営費補助を削減していくための経営改善に努めていく必要があります。

イ 長崎市への提言について

長崎市は、福祉施策について将来的な展望を検討する必要がありますが、特に、不採算地域における介護保険事業を含む福祉サービスについては、現在社協が事業を実施している地域での利用実績及びサービス提供の状況について現状を把握したうえで、社協が行っている福祉サービス事業について、採算がとれる地域と不採算地域をセットにして募集を行うなど、他の民間事業者が参入しやすい方法を検討する必要があります。なお、その場合には、サービスの提供体制の確保について十分に配慮する必要があると考えます。

また、市が所有する高齢者福祉施設の効率的な運営と社協に対する運営費補助のあり方を分析・検討し、早急に今後の方針を出す必要があると考えます。

18 公益財団法人長崎平和推進協会

(1) 現状

ア 経緯

公益財団法人長崎平和推進協会（以下「平和推進協会」とします。）は、従前から市が実施していた平和推進のための施策を、さらに効果的に施行するため、昭和 58 年 2 月に、官民一体となった任意団体「長崎平和推進協会」として発足されました。

その後、昭和 59 年 4 月 1 日に「財団法人長崎平和推進協会」として設立され、平成 23 年 3 月 18 日に公益法人の認定を受け、平成 23 年 4 月 1 日に公益財団法人に移行しております。

なお、基本財産は市からの出捐金 7,500,000 円を含む 33,352,358 円となっております。

イ 業務内容

平和推進協会の業務は、平和推進事業、長崎原爆資料館運営事業（原爆資料館観覧料徴収・受付案内業務）、長崎原爆資料館図書資料収集整理事業、国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館運営事業、図書等販売事業です。

ウ 組織

役員は、評議員 26 名（うち市職員 1 名）、理事 25 名（うち市職員 1 名）、監事 2 名となっております。

職員は、正規職員 1 名、市派遣職員 3 名、嘱託職員 18 名（うち市職員 O B 3 名）、臨時職員 14 名となっております。

エ 経営状況

市からの委託事業「長崎原爆資料館運営事業」、「長崎原爆資料館図書資料収集整理事業」及び国からの委託事業「国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館運営事業」については、毎年度委託料を精算しているため、各事業の収支は 0 となっております。

また、平和推進事業に係る経費及び法人の運営費は、毎年度、会費や寄付金等の収入からこれらに係る経費を差し引いて、不足することが見込まれる金額を市から補助しているため、大きな収支の増減はありません。

また、収益事業である図書等販売事業については、原爆資料館来館者数の減少に伴い、平成 20 年度に約 2,300 万円あった売り上げも平成 23 年度は約 1,800 万円まで減少し、収支についても平成 20 年度は約 190 万円だった黒字が平成 23 年度は約 37 万円の黒字となっております。

(2) 提言

ア 公益財団法人長崎平和推進協会への提言について

平和推進協会は、会員の増加に努めることによって平和への関心を高めるとともに、新たにインターネットを活用するなど、幅広い媒体を通じて平和推進協会の活動内容を発信することによって、さらに多くの人々へ平和の重要性を啓発する必要があると

思います。

また、被爆者が高齢化していく中で、平和に関する活動を次の世代に確実に引き継いでいくために、経営改善計画に次の世代を担う人材育成の実施方策を追加する必要があると考えます。

併せて、評議員及び理事を削減するなど、効率的な運営に努め、経営改善にも取り組んでいただきたいと思います。

イ 長崎市への提言について

長崎市は、平和推進協会へ長崎原爆資料館運営事業（原爆資料館観覧料徴収・受付案内業務）及び長崎原爆資料館図書資料収集整理事業を随意契約で委託していますが、随意契約の理由である業務の専門性について整理を行い、現在の随意契約を継続していくことが適切か検討する必要があります。

[参考資料]

1 委員会の設置目的

長崎市が出資、出えん又は損失補償等の財政援助を行っている団体について、経営状況の評価と抜本的な経営改革策の検討を行うため。

2 設置要綱

長崎市外郭団体等経営検討委員会設置要綱（別紙参照）

3 設置年月日

平成 21 年 10 月 29 日

4 構成委員

氏名	所属団体及び役職等名	任期	備考
菊森 淳文	(財)ながさき地域政策研究所常務理事	H21年10月～ H25年10月	委員長
上田 洋一	連合長崎、長崎地域協議会副議長	H21年10月～ H25年10月	
須齊 正幸	長崎大学理事	H21年10月～ H25年10月	
手塚 堅太郎	日本公認会計士協会北部九州会長崎県部会 公認会計士	H21年10月～ H23年7月	
林田 幸親	日本公認会計士協会北部九州会長崎県部会 公認会計士	H23年7月～ H25年10月	
松田 祥吾	長崎商工会議所総務委員会副委員長	H21年10月～ H25年10月	
宮本 清則	十八銀行地域振興部長	H21年10月～ H22年7月	
林田 俊徳	十八銀行地域振興部長	H22年7月～ H25年10月	

長崎市外郭団体等経営検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 長崎市が出資、出えん又は損失補償等の財政援助を行っている団体（以下「外郭団体等」という。）について、経営状況の評価と抜本的な経営改革策の検討を行うため長崎市外郭団体等経営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 外郭団体等の経営状況の評価に関すること。
- (2) 外郭団体等の抜本的な経営改革策の検討に関すること。
- (3) その他外郭団体等について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 関係団体の役員
- (2) 市政について優れた識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(報告)

第7条 委員長は、審議が終了したときは、速やかにその結果を記載した報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(関係人の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務局総務部行政体制整備室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。